

建設業法の改正による制度の見直しについて

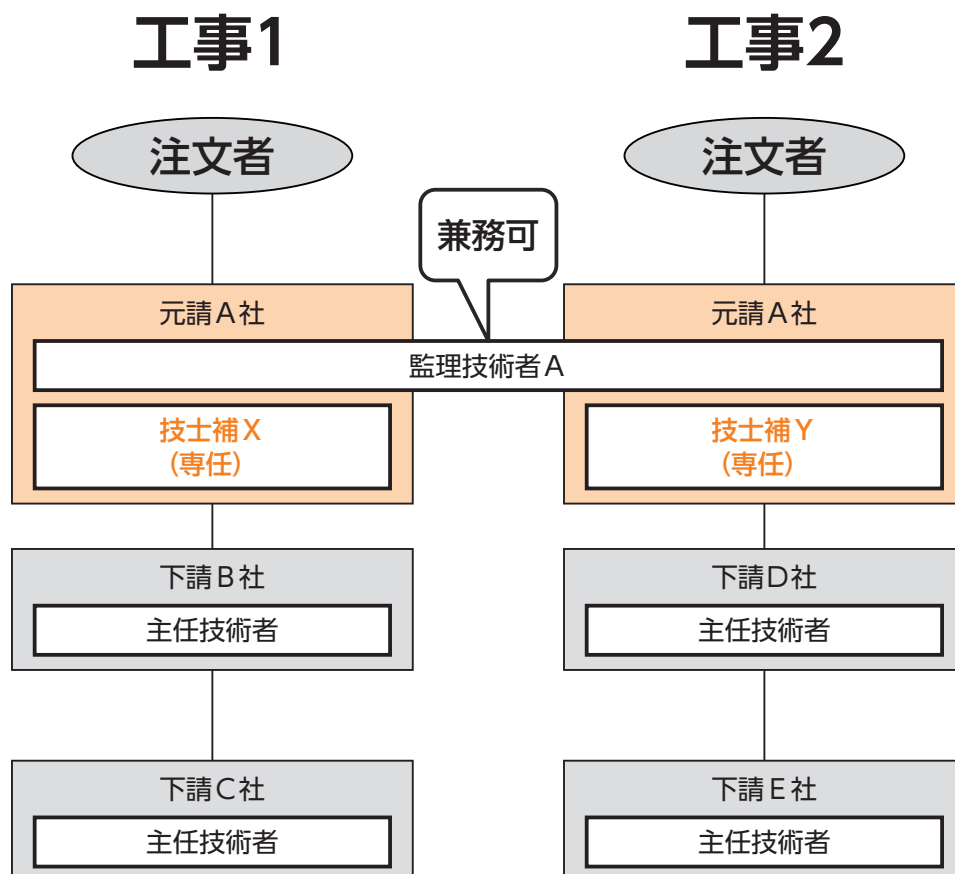
- 1 監理技術者の専任の緩和
- 2 監理技術者講習の有効期間の変更
- 3 技術検定制度の見直し
- 4 主任技術者の配置義務の見直し

1 監理技術者の専任の緩和（令和2年10月1日施行）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上になる場合には、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる「監理技術者」を置かなければなりません。また、公共性のある施設等の重要な建設工事では「監理技術者」は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

建設業法の見直しにより「監理技術者」にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、主任技術者要件を満たす者で監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者を当該工事現場に専任で置くときは、監理技術者は当面2現場まで兼務が可能となりました。

監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者を特例監理技術者といいます。



出典：国土交通省ホームページ

2 監理技術者講習の有効期間の変更（令和3年1月1日施行）

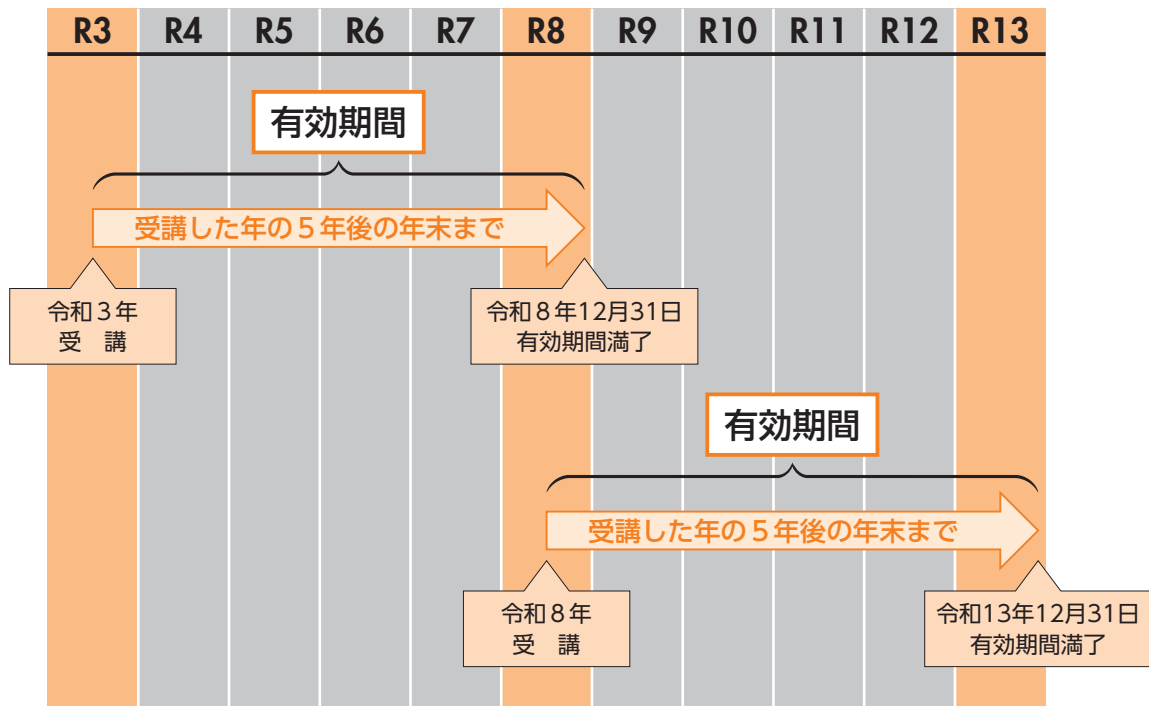
監理技術者（特例監理技術者を含む）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習を受講したものから選任しなければなりません。

監理技術者講習の有効期間は、これまで受講修了日から5年間となっていたが、令和3年1月1日から受講修了日から5年後の年の12月31日までと変更されました。平成28年以降に受講修了された方が対象になります。有効期間を更新する場合は、有効期間が満了する年に受講修了すれば、次の年の1月1日から5年間有効期間が継続されることになりました。

これにより全ての方（大臣認定者を除く）の有効期間の満了が12月31日となりますので、更新する受講者が年末に増えることが予想されます。このため有効期間が満了する年の年末を避け時間に余裕がある時期に受講することが望ましいです。

選任されている監理技術者は、講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していない者でなければならない。

（令和3年以降に有効期間満了する方が対象）



3 技術検定制度の見直し（令和3年4月1日施行）

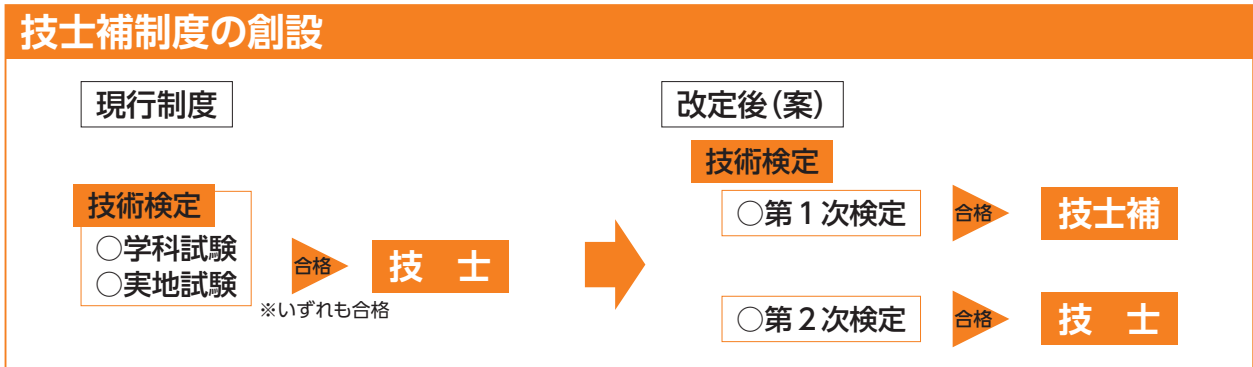
技術検定制度が見直され令和3年4月1日より新制度の下で検定が行われます。

これまでの技術検定では、学科試験と実地試験に合格した者に「技士」の称号が付与されていましたが、今回の見直しにより、第1次検定と第2次検定となり、第1次検定に合格した者に「技士補」の称号が付与され、さらに第2次検定に合格した者に「技士」の称号が付与されることになりました。

これまで2級合格者の1級受験資格は原則5年間の実務経験が必要でしたが、見直しにより2級第2次検定合格者は、1級1次検定を受験するのに実務経験が不要となりました。

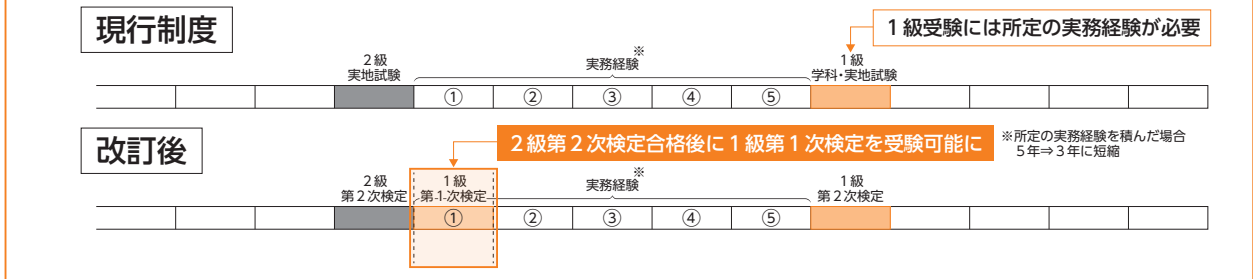
検定制度の見直しの経過措置として令和2年度の日検定種目の1級学科試験に合格している者は、令和3年度の最初に行なわれる新検定種目の1級第2次検定の受験資格があります。また、2級の旧検定種目の学科試験に合格している者は、国土交通大臣が定める期間内に限り、新検定種目の2級第2次検定の受験資格があります。

技士補制度の創設



1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする。



出典：国土交通省ホームページ

○令和3年度の1級技術検定のスケジュール

(令和2年12月18日付けの官報に掲載)

	第一次検定			第二次検定		
	申込受付	試験日	合格発表	申込受付	試験日	合格発表
建設機械	2月15日～3月31日	6月20日 ^{※1}	8月4日	2月15日～3月31日	8月下旬～9月中旬頃 ^{※2}	11月18日
土木	3月17日～31日	7月4日	8月19日	3月17日～31日 8月19日～9月2日 ^{※3}	10月3日	翌年1月14日
建築	1月29日～2月12日 ^{※4}	6月13日	7月16日	1月29日～2月12日 ^{※4} 7月6日～7月20日 ^{※5} 7月16日～7月30日 ^{※3}	10月17日	翌年1月28日
管工事 電気通信工事 造園	5月6日～20日	9月12日	10月14日	5月6日～20日 10月14日～28日 ^{※3}	12月5日	翌年3月2日

※1 第二次検定のうち施工管理法、建設機械施工法及び建設機械組合せ施工法に関する筆記式試験を含む

※2 第二次検定のうち建設機械操作施工法に関する実技試験（第二次検定受験手数料払込は第一次検定合格発表後）

※3 令和3年度第一次検定合格者に限る

※4 再受験者に限りインターネット申請が可能

※5 令和2年度学科試験のみ合格者に限る

4 主任技術者の配置義務の見直し（令和2年10月1日施行）

専門工事のうち、「特定専門工事」については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることになりました。

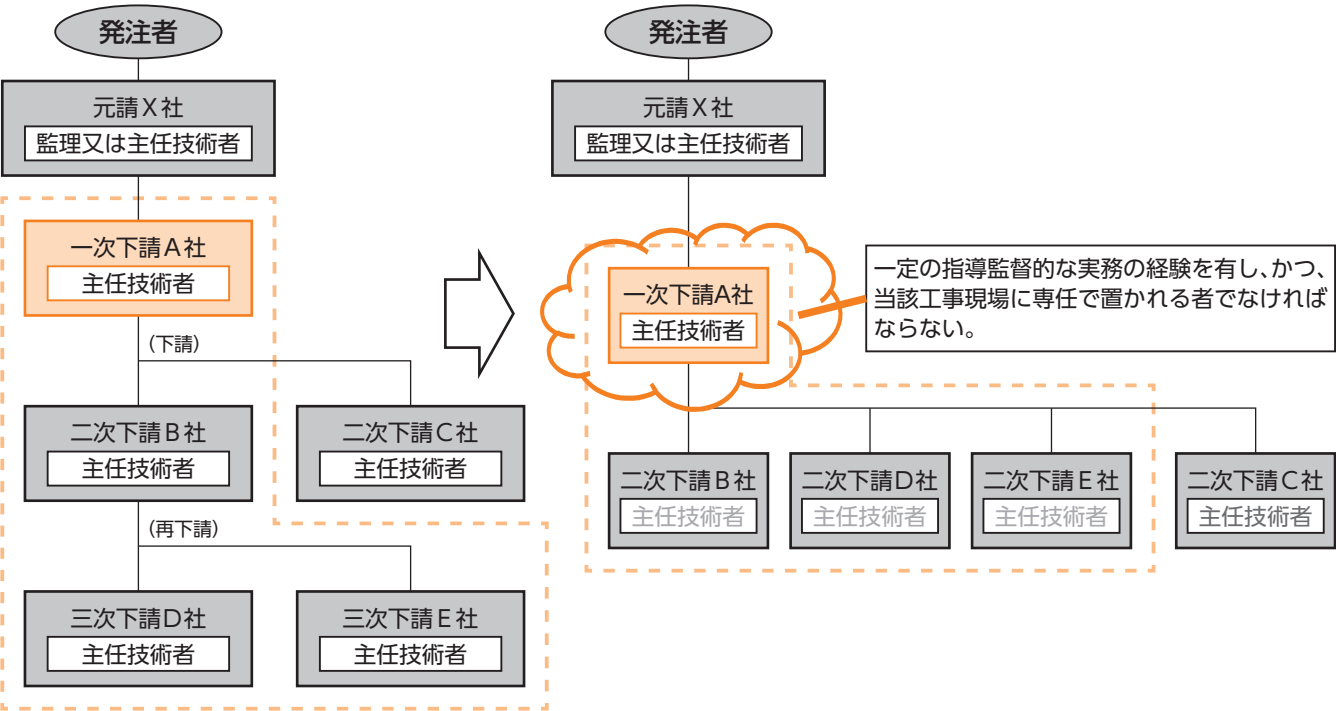
1次下請A社及び2次下請B、D、E社は、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、Aの行うべき技術上の施工管理と併せて、本来B、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置かなくてもよいことになりました。ただし、下請け代金の額が3,500万円未満の鉄筋工事または型枠工事で、上位下請（1次下請けA社）の主任技術者は、当該指定専門工事と同一の種類の建設工事に関して、1年以上の指導監督的な実務経験を有し、当該特定専門工事現場に専任する必要があります。

また、主任技術者を置かないこととした下請B、D、E社は、その下請に係る建設工事を他人に請け負わせることはできません。

【改正前】

【改正後】

<一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



出典：国土交通省ホームページ